令和６年３月

近畿経済産業局

アルコール室

**輸入事業者の遵守事項（自己点検表）**

※ アルコール事業法（以下、「法」という。）違反があった場合、知らなかった、理解していなかったとしても、行政処分や罰則が適用される場合があります。

※ 日頃から以下の項目で遵守状況を点検し、アルコールの適正な管理に努めてください。

※ 手続き等で不明な点があれば、近畿経済産業局アルコール室（以下、「アルコール室」という。）にお問い合わせください。

※ 違反を確認した場合は、直ちにアルコール室に連絡ください。

* 許可の条件
  + アルコールを無断で廃棄していないか。（アルコールを廃棄処分する場合は事前に届出書の提出が必要であり、かつ、廃棄の際はアルコール検査官の立会いが必要）
  + 特定アルコールは別に蔵置しているか。
  + アルコールを輸出したときは、輸出に関する書類を輸出した日から５年間保存しているか。
* 法定帳簿（アルコール受払簿）
  + アルコールを「物流」で管理し、誤り・漏れなく記載しているか。（詳しくはアルコール輸入事業の手引き（Ⅳ.帳簿の記載 13頁～）を確認）
  + 貯蔵所ごとに帳簿を備えているか。
  + アルコールの度数及び種別（発酵・合成の別）ごとに作成しているか。
  + ①アルコールの輸入、②移出（特定アルコールとして譲渡したアルコールを含む。）、③移入に係る年月日、④数量、⑤陸揚げ地、⑥引き渡し又は受け取りの相手方等に関する事項を事実に基づき正しく記載しているか。
  + 記載の日から５年間保存しているか。（法定帳簿の裏付け書類も同様に保存）
* アルコール輸入業務報告書
  + アルコールを「取引」の数量で管理し、事実に基づき誤り・漏れなく記載しているか。
  + 前年度分を毎年５月末までに提出しているか。（輸入、譲渡実績がない場合も提出が必要）
  + 報告内容に誤りがないか、社内でダブルチェックをしているか。
  + 計量誤差による増減、作業時の欠減がある場合は、対応コードを確認しているか。
* 変更許可申請、変更届出
  + 主たる事務所、貯蔵所の所在地を変更する場合は、事前に変更届出を行っているか。
  + 代表者氏名、住所の変更がある場合は、事後の変更届出を行っているか。
  + その他の必要な手続きについても、アルコール輸入事業の手引きを熟読し、手続き漏れや誤りがないか確認しているか。
* アルコールの亡失・盗難
  + 事故・災害等の要因でアルコールを滅失、あるいは盗難にあった場合は、直ちにアルコール室に報告（電話連絡等）し、亡失（盗難）報告書を提出た上で、検査を受けているか。
* アルコールの度数替え
  + 濃縮等により度数を上げる行為を行っていないか。〔例：93度→95度×〕

（度数を上げる行為は、別途、製造事業の許可が必要）

* + 希釈・変性してアルコールの度数を90度未満にしていないか。（法第35条違反）

（希釈・変性したアルコールを販売するために、90度以上の範囲内で変性剤等他の物質を混入して度数替えを行う行為は認められる。〔例：96度→95度○〕その場合、販売するアルコール度数は、当該物質が混入された後のアルコール度数となる。）

* + 度数替えした際は、酒精計を用いてアルコール度数を計測するとともに、その作業記録を保存し、法定帳簿に記載しているか。
* アルコールの譲渡
  + 譲渡先は、法に基づく「製造事業者、販売事業者、許可使用者、承認試験研究製造者」であるか、事前に確認しているか。（特定アルコールは許可事業者以外でも譲渡可）

・無許可事業者に譲渡した場合は、法第36条に基づき、譲渡量に対して所定の納付金を国　　　庫に納付する命令を行う。（例：95度発酵アルコール1,000リットルを無許可事業者に譲渡 ⇒ 95万円の納付命令）

・別に販売事業者の許可を得ていない場合は、譲渡するアルコールは、輸入事業者自ら輸入したアルコールに限る。

* + 許可使用者に販売する際は、当該許可使用者が許可を受けている「度数」「発酵・合成の別」を確認しているか。
  + 販売伝票、納品伝票等には、「一般または特定の別」「合成または発酵の別」「度数」「数量（ﾘｯﾄﾙ）」を明記しているか。
  + 譲渡する際は、譲渡先と取引容量（ﾘｯﾄﾙ）を取り決め、納品書等に記載しているか。

（重量（kg）取引でも構わないが、アルコール事業法では容量（ﾘｯﾄﾙ）管理が必須のため、併記が必要。双方の取引容量が異なっていると業務報告書の数量が一致しない。）

* + アルコールを専用容器で譲渡する場合、容器に必要事項を記載したラベルを貼付しているか。 ＜必要事項＞

①アルコール事業法適用 ②特定または一般の別 ③アルコール度数及び数量 ④発酵または合成の別 ⑤合成アルコールについては、飲用不可等の表示 ⑥事業者名、住所、電話番号

* 特定アルコール
  + 特定アルコールとして譲渡した場合は、譲渡した翌月末までに国庫納付金申告書を提出しているか。（法律で定める義務）。
  + 納入告知書に記載する所定期日までに加算額（酒税相当額）を納付しているか。
* アルコール管理
  + アルコールは複数の担当者で管理しているか。（担当者が一名の場合、病気、退職等により引継ぎが十分でなく、各種手続き漏れの他、法令違反に繋がるケースが見受けられるため）
  + 自社が輸入したアルコールであっても、自社製品の製造に使用していないか。（自社で製品の製造に使用する場合は、別途、事前に使用の許可を得ることが必要）